

産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律

(平成一五年四月九日法律第二六号)

一、提案理由(平成一五年二月二六日・衆議院経済産業委員会)

平沼国務大臣 産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

平成十一年八月に成立しました産業活力再生特別措置法は、経営資源の効率的活用を通じて我が国経済の生産性の向上を実現するため、事業者が実施する事業再構築の円滑化、創業や中小企業者による新事業開拓の支援、経営資源の増大に資する研究活動の活性化等の措置を講じることによって、我が国産業の活力の再生を速やかに実現することを目的としており、同年十月の施行以来、積極的な活用がなされております。

同法の施行後、我が国経済につきましては、一たんは生産性の回復が見られたものの、近年、我が国産業における過剰供給構造や過剰債務の問題が深刻化し、またこれらを背景として設備投資も低迷が続いており、生産性は再び低下に転じております。

こうした状況を克服するためには、過剰供給構造の解消及び過剰債務問題の解決に資する事業者の取り組みを支援、促進することが極めて重要であり、本法律案は、このための施策を講ずるものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、本法律案は、これまで講じられてきた事業者単位での事業再構築を円滑化する措置に加え、過剰供給構造の解消を目指して同一の事業分野に属する二以上の事業者が共同で実施する事業再編の取り組み、過剰債務等により経営資源を有効に活用できていない他の事業者から事業を承継して当該事業に係る経営資源をより有効に活用しながら当該事業の生産性の向上を図る取り組み及び事業者が事業革新設備を導入する取り組みを支援するため、事業者が実施するこれらの取り組みに対して以下のような措置を講ずるものであります。

まず、ダイナミックな企業組織の再編成により経営資源の最適配分を迅速かつ円滑に実現できるよう、株主総会決議にかえて取締役会決議でできる簡易組織再編成の範囲の拡大、増資を同時に行う減資等の手続の緩和、金銭や親会社株式等を交付して行う合併等の可能化、現物出資等の際の裁判所が選任する検査役による財産価格調査の適用除外、子会社株式の中間配当としての交付の可能化による子会社の分離の容易化、会社分割時の社債権者に対する催告手続の緩和を内容とする商法上の特例措置を講ずることとしております。

さらに、これらの事業活動に必要な資金の確保を円滑化するため、課税の特例、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例、中小企業信用保険法の特例及び産業基盤整備基金の業務の特例を講ずることとしております。

第二に、中小企業の再生については、多種多様で地域性も強いといった特性を踏まえつつ、種々の問題を抱える中小企業に対して再生の支援を図るため、中小企業の再生支

援に関する基本的な指針を定め公表します。当該指針に基づき、各地域の認定を受けた商工会議所等に地域の関係者から成る中小企業再生支援協議会を設置し、中小企業の再生への取り組みに対する指導及び助言等の業務を行う体制を整えます。また、中小企業の再生に関して中小企業総合事業団の業務の特例を講じることとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告（平成一五年三月二〇日）

村田吉隆君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、過剰供給構造の解消に資する共同事業再編等の事業者の取り組みに対し、商法上の特例等の措置を講ずるとともに、各地域に中小企業再生支援協議会を設置し、中小企業の再生の業務を行う体制を整備しようとするものであります。

本委員会においては、去る二月二十六日、三法律案に関し谷垣国務大臣及び平沼経済産業大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、参考人から意見を聴取するとともに、さらに、財務金融委員会との連合審査会を行うなど、慎重な審査を行い、昨日質疑を終了いたしました。

質疑終了後、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び保守新党の四会派から、株式会社産業再生機構法案に対する雇用の安定への配慮等に係る修正案及び産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案に対する施行期日に係る修正案がそれぞれ提出され、討論を行い、それぞれ採決を行った結果、株式会社産業再生機構法案につきましては、四会派共同提案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

……………（略）……………

次に、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、四会派共同提案の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

委員会修正の提案理由（平成一五年三月一九日）

阪上委員 ただいま議題となりました産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び保守新党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

第一は、この法律の施行期日を「公布の日」に改めるものとするものであります。

第二は、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までの間にこの法律による改正後の産業活力再生特別措置法の規定により提出する事業再構築計画、共同事業再

編計画、経営資源再活用計画及び経営資源活用新事業計画には、平成十五年四月一日からこの法律の施行の日の前日までに実施された事業活動に関する事項を記載することができるものとするのであります。

第三は、この法律の施行期日の修正に伴い、租税特別措置法について、所要の整備を行うものとするのであります。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

三、参議院経済産業委員長報告（平成一五年四月二日）

田浦直君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案は、我が国産業活力の再生を実現するため、過剰供給構造の解消に資する共同で実施する事業再編、経営資源の再活用等の事業活動を促進するとともに、中小企業の再生を支援しようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日を平成十五年四月一日から公布の日に改める等の修正が行われております。

委員会におきましては、以上の三法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、産業再生機構創設の必要性、債権買取り価格の在り方、事業再生計画における雇用への配慮、中小企業の事業再生支援の強化策等について熱心に質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して西山委員より三法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、株式会社産業再生機構法案及び産業活力再生特別措置法改正案に対し、それぞれ附帯決議を行いました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年四月一日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 産業の再構築に伴う失業の予防等雇用の安定に万全を期すため、労働者の保護に関する問題については、引き続きその対応の在り方について検討すること。
- 二 不良債権処理の加速化により、企業の倒産・整理が高水準で推移することが予想されることから、労働債権が労働者のセーフティネットとなり得るよう、その対応の在り方について検討すること。

右決議する。